

ワクチンに関するプロジェクトチーム・厚生労働部会合同会議次第

平成22年8月3日（火）

8時 党本部リバティ4号室

【議題】子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案について
公明党より説明

一、開会・進行 松本 純 PT座長

一、挨拶 加藤 勝信 厚生労働部会長

一、子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案について
（説明） 公明党副代表 法案提案者 松 あきら 参議院議員

（質疑・応答）

一、閉会

【出席省庁】

参議院法制局	山岸	第二部副部長
	村上	〃 第一課長

厚生労働省
健康局

亀井	結核感染症課長
藤井	新型インフルエンザ対策本部次長
鈴木	がん対策推進室長

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案の概要

目的

現状の把握：子宮頸がんの女性の生活の質への影響の深刻化・子宮頸がんによる死亡率が高い状況
科学的知見：子宮頸がんは適時適切な予防措置により「予防できるがん」



子宮頸がんに対する「がん対策」として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要



子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のための具体的施策等を定め、子宮頸がんの確実な予防を図る

子宮頸がん予防施策の着実な実施に関する事項

子宮頸がん予防方針の策定

厚生労働大臣が、がん対策推進協議会・厚生科学審議会の意見を聴いて策定・公表（3年ごとに見直し）
関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、医療機関、健康増進事業実施者、教育機関その他の関係者の相互連携・協力
子宮頸がんの予防の状況に関する登録制度の実施の促進等一施策の検証・見直し

子宮頸がん予防ワクチン接種の状況、前がん病変の発生及び保有の状況等に関する登録等
財政上の措置についての適切な配慮

子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及等

- ①子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及・子宮頸がん予防措置に関する意識の啓発
- ②子宮頸がん予防措置に関する相談体制等の整備

子宮頸がん予防措置の実施の推進

子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進

国・地方公共団体による実施の推進・実施体制の整備

- ・居住地域を問わない接種機会の均てん化

予防効果の観点からの接種の重点化

- ・効果の高い年齢層への接種の重点化
- ・特定年齢(12歳等を想定)への一斉接種(市区町村の努力義務)

適切かつ有効な実施のための情報の提供

- ・市区町村、医療機関、教育機関等への情報提供
- ・接種を受けようとする者等への情報提供

安全な実施のための措置

- ・医療従事者に対する研修等

安定供給の確保及び研究開発等の促進

- ・ワクチンの安定供給の確保、新型ワクチンの開発等に関する調査研究

国庫補助

- ・特定年齢(12歳等を想定)への一斉接種は、全部補助
- ・それ以外については、一部補助可能

子宮頸がん予防検診(細胞診・HPV検査)の実施の推進

国・地方公共団体による実施の推進・実施体制の整備

- ・居住地域を問わない受診機会の均てん化
- 市区町村が行う子宮頸がん検診の拡充による実施
- ・市区町村の子宮頸がん検診を予防検診にまで拡充

適切かつ有効な実施のための情報の提供

- ・市区町村、医療機関等への情報提供
- ・受診しようとする者への情報提供

精度の向上のための施策

- ・研修の機会の確保等による人材の育成
- ・予防検診の方法等に関する調査研究

市区町村に対する国庫補助等

- ・市区町村が実施するもので特に必要な年齢(30歳から65歳まで5歳ごとを想定)の検診については、全部補助
- ・それ以外については、必要な財政上の措置

前がん病変に係る適切な医療の提供の実施の推進

前がん病変の的確な診断と適切な対処により子宮頸がんへの進行を防止するため、医師等に対する適切な医療の提供に関する研修の機会の確保等必要な施策

※施行期日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

※子宮頸がん予防ワクチン接種に係る健康被害の救済措置の在り方等についての検討条項を規定

※必要経費：平年度約550億円

平成22年7月30日

議員各位

代表呼びかけ人 参議院議員 松 あきら

呼びかけ人 衆議院議員 野田聖子、坂口 力、斎藤鉄夫、古屋範子

参議院議員 石井みどり、丸川珠代、三原じゅん子、木庭健太郎、渡辺孝男

(順不同・敬称略)

子宮頸がん予防を確立するための院内緊急集会のお知らせ

がんは我が国における死亡原因の第1位です。このうち子宮頸がんは若い女性に最も多いがんであり、最近は増加傾向にあります。子宮頸がんは発見が遅れば死に至るリスクも高く、子宮全摘などの手術を施した場合、術後の生活の困難さは深刻なものがあります。

しかし、子宮頸がんは他のがんと違い、HPV（ヒトパピローマウイルス）による感染が原因であり、予防ワクチンにより発症を防げるなど、検診とワクチン接種により100%の予防が可能です。すでに、先進各国では、予防体制を整え、高い検診率と公費によるワクチン接種を実現しています。日本の多くの女性の間でも、認識の高まりにつれ、何故わが国行政は効果的な手を打とうとしないのかという疑問の声が高まっています。

そこで、「子宮頸がん予防法案」の共同提出により、子宮頸がん予防について明確な根拠を担保したいと考えております。この機会にすべての国会議員の皆様と認識と理解を共有し、広く国民のために政治的対立をのりこえて対処を考えて参りたいと存じます。是非、各会派の議員の皆様にお力を借りし、子宮頸がんの予防を確立させたいと願い、緊急院内集会を開催させていただくことに致しました。どうか、趣旨をご理解いただき、先生方にご参集をお願いする次第でございます。

日時 平成22年8月6日（金）12:00～

場所 衆議院第1議員会館第3会議室

内容 ビデオメッセージ

女優 仁科 亜季子

子宮頸がん予防確立に向けて 自治医科大学教授 鈴木光明先生

日本医師会常任理事 今村定臣先生

ご挨拶・意見表明

有志議員

問合せ先 参議院議員松あきら事務所 (参内50419)

(直通6550-0419)

※すべての国会議員にご案内しております。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 子宮頸がん予防方針等（第三条―第六条）

第三章 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する具体的な施策

第一節 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及等（第七条・第八条）

第二節 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進（第九条―第十四条）

第三節 子宮頸がん予防検診の実施の推進（第十五条―第十九条）

第四節 子宮頸部の前がん病変に係る適切な医療の提供の実施の推進（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸

がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び子宮頸部の前がん病変（子宮頸がんに係る子宮頸部の異形成その他の子宮頸がんの発症前における子宮頸部の病変をいう。以下同じ。）の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めることにより、子宮頸がんの確実な予防を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「子宮頸がん予防措置」とは、子宮頸がん予防ワクチン接種、子宮頸がん予防検診及び子宮頸部の前がん病変に係る医療の提供をいう。

2 この法律において「子宮頸がん予防ワクチン接種」とは、子宮頸がんに関与するヒトパピローマウイルスに対する免疫の効果を得させるため、当該ヒトパピローマウイルスの感染の防止に有効であることが確

認されているワクチンを人体に注射し、又は接種することをいう。

3 この法律において「子宮頸がん予防検診」とは、細胞診（子宮頸部から採取した細胞により行う検査及び診断をいう。）とヒトパピローマウイルス核酸検査（子宮頸がんに関与するヒトパピローマウイルスの感染の有無を診断するための検査をいう。）を併用して行う検査及び診断をいう。

第二章 子宮頸がん予防方針等

（子宮頸がん予防方針の策定）

第三条 厚生労働大臣は、子宮頸がんの確実な予防を図るため、この法律に基づく施策を円滑かつ着実に実施するための方針（以下この条において「子宮頸がん予防方針」という。）を策定しなければならない。

2 子宮頸がん予防方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子宮頸がんの予防を推進する意義及び目標に関する事項

二 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及並びに子宮頸がん予防措置に関する国民の意識の啓発に関する事項

三 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進に関する事項

四 子宮頸がん予防検診の実施の推進に関する事項

五 子宮頸部の前がん病変に係る適切な医療の提供の実施の推進に関する事項

六 子宮頸がんの予防に関する体制の整備に関する事項

七 子宮頸がんの予防に関する施策の実施に当たつての関係者相互の連携及び協力に関する事項

八 子宮頸がんの予防の状況の把握及び分析に関する事項

九 その他子宮頸がんの予防に関する施策の円滑かつ着実な実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防方針の策定に当たつては、子宮頸がんの予防に関する国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

4 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防方針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、がん対策推進協議会及び厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 厚生労働大臣は、子宮頸がんの予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、子宮頸がん予防方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、子宮頸がん予防方針の変更について準用する。

(関係者相互の連携及び協力)

第四条 国、地方公共団体、医療機関、健康増進事業実施者（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条に規定する健康増進事業実施者をいう。以下同じ。）、教育機関その他の関係者は、子宮頸がんの確実な予防を推進するため、この法律に基づく施策の実施に当たり、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(子宮頸がんの予防の状況に関する登録制度の実施の促進等)

第五条 国及び地方公共団体は、子宮頸がんの予防に関する施策の検証及び見直しにより子宮頸がんの予防の一層の推進が図られるよう、子宮頸がん予防ワクチン接種の状況、ヒトパピローマウイルスの感染の状況、子宮頸部の前がん病変の発生及び保有の状況、子宮頸部の前がん病変に係る医療の提供の状況、子宮頸がんへの進行の状況その他の子宮頸がんの予防の状況を把握し、分析するための取組を支援するため、これらに係る事実を収集するための登録に関する制度の実施の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置についての適切な配慮)

第六条 国及び地方公共団体は、第十四条及び第十九条に定めるもののほか、この法律に基づく子宮頸がんの予防に関する施策を実施するため必要な財政上の措置について適切な配慮をするものとする。

第三章 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する具体的な施策

第一節 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及等

(知識の普及及び意識の啓発)

第七条 国及び地方公共団体は、学校教育、社会教育及び家庭教育における子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する教育の推進、これらに関する広報活動の充実等により、子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識を普及し、並びにこれを通じた子宮頸がん予防措置に関する国民の意識の啓発を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制等の整備)

第八条 国及び地方公共団体は、国民自らの子宮頸がんの予防に向けた取組を支援するため、子宮頸がん予防措置に関する相談に応じ、的確な情報の提供及び適切な指導又は助言を行うことができるよう、必要な

体制の整備を図るものとする。

第二節 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進

(実施の推進及び実施体制の整備)

第九条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施を推進するとともに、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けようとする者がその者の居住する地域にかかわらず等しく適時かつ適切な子宮頸がん予防ワクチン接種の機会を確保することができるよう、医療機関、健康増進事業実施者、教育機関その他の関係者の理解と協力を求め、これらの者による子宮頸がん予防ワクチン接種への取組を促進するための援助を行うこと等により、子宮頸がん予防ワクチン接種を実施するための体制の整備を図るものとする。

(予防効果の観点からの重点化)

第十条 子宮頸がん予防ワクチン接種については、我が国における子宮頸がんの罹患の現状を踏まえ、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けることによる予防効果が高いと認められる範囲の年齢の者に対する子宮頸がん予防ワクチン接種の機会が確実に確保されるようにすることに特に重点を置いて推進されなければならない

らない。

2 前項の規定により重点を置いて推進される子宮頸がん予防ワクチン接種であって、同項の範囲の年齢の者の一般的な心身の発達の程度、子宮頸がん予防ワクチン接種の予防効果の持続期間との関係等を総合的に勘案し、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けることが最も適切であると認められる年齢として政令で定める年齢の者に対する子宮頸がん予防ワクチン接種については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）がこれを実施するよう努めるものとする。この場合において、市町村は、医療機関及び教育機関に対し、当該市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種について、必要な協力を求めることができる。

（適切かつ有効な実施のための情報の提供等）

第十一条 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防ワクチン接種の適切かつ有効な実施を図るため、市町村、健康増進事業実施者、医療機関、教育機関その他の関係者に対し、その有効性及び安全性を確保するために必要な事項その他の子宮頸がん予防ワクチン接種の実施に当たり認識することが必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けようとする者又はその保護者（親権を行う者又は

後見人をいう。)に対し、子宮頸がん予防ワクチン接種の有効性及び安全性に関する事項、接種時期及び接種回数その他子宮頸がん予防ワクチン接種を受け又は受けさせることの判断に資する重要な事項に関する情報が確実に提供されるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(安全な実施のための措置)

第十二条 厚生労働大臣は、医師その他の医療従事者に対する子宮頸がん予防ワクチン接種に関する研修の機会の確保その他の子宮頸がん予防ワクチン接種の安全な実施を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(ワクチンの安定供給の確保及び研究開発等の促進)

第十三条 国及び地方公共団体は、子宮頸がん予防ワクチン接種の円滑な実施に資するよう、必要なワクチンの供給を確保するために必要な措置を講ずるとともに、子宮頸がん予防ワクチン接種による子宮頸がんの予防効果の一層の向上を図るため、予防効果の高い新型のワクチン並びに子宮頸がん予防ワクチン接種の予防効果の持続性の向上及び接種回数の減少によるこれを受ける者の負担を軽減することができるワクチンの開発に関する調査研究を促進するものとする。

(国庫補助)

第十四条 国は、市町村に対し、第十条第二項の規定により市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種について、これに要する費用の全部を補助するものとする。

2 前項に規定するもののほか、国は、子宮頸がん予防ワクチン接種を実施する者に対し、予算の範囲内において、子宮頸がん予防ワクチン接種に要する費用の一部を補助することができる。

第三節 子宮頸がん予防検診の実施の推進

(実施の推進及び実施体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、子宮頸がん予防検診の実施を推進するとともに、健康増進事業実施者及び医療機関の理解と協力を求め、これらの者による子宮頸がん予防検診への取組及び必要な人材の確保を促進するための援助を行うこと等により、子宮頸がん予防検診を実施するための体制の整備を図るものとする。

2 前項の規定による子宮頸がん予防検診を実施するための体制の整備に当たっては、子宮頸がん予防検診の受診率の向上が、子宮頸部の前がん病変の早期発見と適切な医療の提供による子宮頸がんへの進行の防

止及び生活の質の向上に資することを踏まえ、子宮頸がん予防検診を受診しようとする者がその居住する地域にかかわらず等しく子宮頸がん予防検診を受ける機会を確保することができるようにするものとする。

(市町村が行う子宮頸がん検診の拡充による実施)

第十六条 厚生労働大臣は、市町村が実施する子宮頸がん検診（健康増進法第十九条の二の規定により実施する子宮頸がん検診をいう。第十九条において同じ。）について、子宮頸がん予防検診にまで拡充して実施され、かつ、その受診を促すための通知の送付その他の子宮頸がん予防検診の受診率の向上に資するための措置が併せてとられることとなるよう、市町村に対し必要な協力を求めるとともに、そのために必要な援助その他の措置を講ずるものとする。

(適切かつ有効な実施のための情報の提供等)

第十七条 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防検診の適切かつ有効な実施を図るため、市町村その他の健康増進事業実施者、医療機関その他の子宮頸がん予防検診を実施する者に対し、子宮頸がん予防検診の項目及び方法並びに子宮頸がん予防検診の実施に当たり留意すべき事項、子宮頸がん予防検診の結果に関し通知に記載すべき事項及び当該受診者に対して説明すべき内容に関する事項等子宮頸がん予防検診の実施に関

し必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防検診を受けようとする者に対し、子宮頸がん予防検診の安全性及び有効性、検査の方法、子宮頸がん予防検診の結果に応じた対処の方法その他の子宮頸がん予防検診を適切かつ有効に受診するために必要な情報が確実に提供されるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(子宮頸がん予防検診の精度の向上のための施策)

第十八条 厚生労働大臣は、子宮頸がんの確実な予防に資するよう、医師その他の医療従事者に対する研修の機会を確保すること等により、精度の高い子宮頸がん予防検診を行うことができる知識及び能力を有する人材の育成を促進するものとする。

2 国及び地方公共団体は、子宮頸がん予防検診の精度の向上を図るため、子宮頸がん予防検診の方法等に関する調査研究及びその成果の活用を促進するものとする。

(市町村に対する国庫補助等)

第十九条 国は、市町村に対し、第十六条の規定により子宮頸がん予防検診にまで拡充して市町村が実施する子宮頸がん検診のうち、子宮頸がんの予防効果の観点から特にその受診率を向上させることが必要な政

令で定める年齢で実施されるものについて、これに要する費用の全部を補助するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、国は、市町村に対し、子宮頸がん予防検診にまで拡充して市町村が実施する子宮頸がん検診に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第四節 子宮頸部の前がん病変に係る適切な医療の提供の推進

- 第二十条 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防検診の結果子宮頸部の前がん病変が発見された場合における子宮頸部の前がん病変の状態に関する確な診断及びその結果に基づく適切な対処により子宮頸部の前がん病変が子宮頸がんに進行することを防止するため、医師その他の医療従事者に対する適切な医療の提供に関する研修の機会の確保その他の適切な医療の提供の実施のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施状況等を勘案し、子宮頸がん予防ワクチン接種の法制上の

位置付け、子宮頸がん予防ワクチン接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(厚生労働省設置法の一部改正)

3 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十七号の三を第十七号の四とし、第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律(平成二十二年法律第 号)第三条第一

項に規定する子宮頸がん予防方針の策定に関すること。

第八条第一項第四号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)」を「子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)」に改める。

第十一条の三中「(これに基づく命令を含む。)」を「及び子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律並びにこれらに基づく命令」に改める。

理由

子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び前がん病変の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がんの確実な予防を図るため、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約五百五十億円の見込みである。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び子宮頸部の前がん病変（子宮頸がんに係る子宮頸部の異形成その他の子宮頸がんの発症前における子宮頸部の病変をいう。以下同じ。）の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めることにより、子宮頸がんの確実な予防を図ることを目的とするものとする。

（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「子宮頸がん予防措置」とは、子宮頸がん予防ワクチン接種、子宮頸がん予防検診及び子宮頸部の前がん病変に係る医療の提供をいうものとする。

2 この法律において「子宮頸がん予防ワクチン接種」とは、子宮頸がんに関与するヒトパピローマウイルスに対する免疫の効果を得させるため、当該ヒトパピローマウイルスの感染の防止に有効であることが確認されているワクチンを人体に注射し、又は接種することをいうものとする。

3 この法律において「子宮頸がん予防検診」とは、細胞診（子宮頸部から採取した細胞により行う検査及び診断をいう。）とヒトパピローマウイルス核酸検査（子宮頸がんに関与するヒトパピローマウイルスの感染の有無を診断するための検査をいう。）を併用して行う検査及び診断をいうものとする。

（第二条関係）

第二 子宮頸がん予防方針等

一 子宮頸がん予防方針の策定

1 厚生労働大臣は、子宮頸がんの確実な予防を図るため、この法律に基づく施策を円滑かつ着実に実

施するための方針（以下「子宮頸がん予防方針」という。）を策定しなければならないものとするこ
と。

2 子宮頸がん予防方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 子宮頸がんの予防を推進する意義及び目標に関する事項

② 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及並びに子宮頸がん予防措置に関する

国民の意識の啓発に関する事項

③ 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進に関する事項

④ 子宮頸がん予防検診の実施の推進に関する事項

⑤ 子宮頸部の前がん病変に係る適切な医療の提供の実施の推進に関する事項

⑥ 子宮頸がんの予防に関する体制の整備に関する事項

⑦ 子宮頸がんの予防に関する施策の実施に当たっての関係者相互の連携及び協力に関する事項

⑧ 子宮頸がんの予防の状況の把握及び分析に関する事項

⑨ その他子宮頸がんの予防に関する施策の円滑かつ着実な実施に関する重要事項

- 3 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防方針の策定に当たっては、子宮頸がんの予防に関する国際的動向に十分配慮するよう努めなければならないものとする。
- 4 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防方針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、がん対策推進協議会及び厚生科学審議会の意見を聴かなければならないものとする。
- 5 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。
- 6 厚生労働大臣は、子宮頸がんの予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、子宮頸がん予防方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないものとする。
- 7 3から5までは、子宮頸がん予防方針の変更について準用するものとする。

(第三条関係)

二 関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、医療機関、健康増進事業実施者、教育機関その他の関係者は、子宮頸がんの確実な予防を推進するため、この法律に基づく施策の実施に当たり、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする事。

(第四条関係)

三 子宮頸がんの予防の状況に関する登録制度の実施の促進等

国及び地方公共団体は、子宮頸がんの予防に関する施策の検証及び見直しにより子宮頸がんの予防の一層の推進が図られるよう、子宮頸がん予防ワクチン接種の状況、ヒトパピローマウイルスの感染の状況、子宮頸部の前がん病変の発生及び保有の状況、子宮頸部の前がん病変に係る医療の提供の状況、子宮頸がんへの進行の状況その他の子宮頸がんの予防の状況を把握し、分析するための取組を支援するため、これらに係る事実を収集するための登録に関する制度の実施の促進その他の必要な施策を講ずるものとする事。

(第五条関係)

四 財政上の措置についての適切な配慮

国及び地方公共団体は、第三の二六及び第三の三五のほか、この法律に基づく子宮頸がんの予防に関する施策を実施するため必要な財政上の措置について適切な配慮をするものとする事。

(第六条関係)

第三 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する具体的な施策

一 子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及等

1 知識の普及及び意識の啓発

国及び地方公共団体は、学校教育、社会教育及び家庭教育における子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する教育の推進、これらに関する広報活動の充実等により、子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識を普及し、並びにこれを通じた子宮頸がん予防措置に関する国民の意識の啓発を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(第七条関係)

2 相談体制等の整備

国及び地方公共団体は、国民自らの子宮頸がんの予防に向けた取組を支援するため、子宮頸がん予防措置に関する相談に応じ、的確な情報の提供及び適切な指導又は助言を行うことができるよう、必要な体制の整備を図るものとする。

(第八条関係)

二 子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進

1 実施の推進及び実施体制の整備

国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施を推進するとともに、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けようとする者がその者の居住する地域にかかわらず等しく適時かつ適切な子宮頸がん予防ワクチン接種の機会を確保することができるよう、医療機関、健康増進事業実施者、教育機関その他の関係者の理解と協力を求め、これらの者による子宮頸がん予防ワクチン接種への取組を促進するための援助を行うこと等により、子宮頸がん予防ワクチン接種を実施するための体制の整備を図るものとする。

(第九条関係)

2 予防効果の観点からの重点化

(1) 子宮頸がん予防ワクチン接種については、我が国における子宮頸がんの罹患の現状を踏まえ、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けることによる予防効果が高いと認められる範囲の年齢の者に対する子宮頸がん予防ワクチン接種の機会が確実に確保されるようにすることに特に重点を置いて推進されなければならないものとする。

(2) (1)により重点を置いて推進される子宮頸がん予防ワクチン接種であって、(1)の範囲の年齢の者

の一般的な心身の発達の程度、子宮頸がん予防ワクチン接種の予防効果の持続期間との関係等を総合的に勘案し、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けることが最も適切であると認められる年齢として政令で定める年齢の者に対する子宮頸がん予防ワクチン接種については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）がこれを実施するよう努めるものとする。この場合において、市町村は、医療機関及び教育機関に対し、当該市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種について、必要な協力を求めることができるものとする。

（第十条関係）

3 適切かつ有効な実施のための情報の提供等

(1) 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防ワクチン接種の適切かつ有効な実施を図るため、市町村、健康増進事業実施者、医療機関、教育機関その他の関係者に対し、その有効性及び安全性を確保するために必要な事項その他の子宮頸がん予防ワクチン接種の実施に当たり認識することが必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。

(2) 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防ワクチン接種を受けようとする者又はその保護者（親権を行う

者又は後見人をいう。)に対し、子宮頸がん予防ワクチン接種の有効性及び安全性に関する事項、接種時期及び接種回数その他子宮頸がん予防ワクチン接種を受け又は受けさせることの判断に資する重要な事項に関する情報が確実に提供されるよう、適切な措置を講ずるものとする事。 (第十一条関係)

4 安全な実施のための措置

厚生労働大臣は、医師その他の医療従事者に対する子宮頸がん予防ワクチン接種に関する研修の機会の確保その他の子宮頸がん予防ワクチン接種の安全な実施を図るために必要な措置を講ずるものとする事。 (第十二条関係)

5 ワクチンの安定供給の確保及び研究開発等の促進

国及び地方公共団体は、子宮頸がん予防ワクチン接種の円滑な実施に資するよう、必要なワクチンの供給を確保するために必要な措置を講ずるとともに、子宮頸がん予防ワクチン接種による子宮頸がんの予防効果の一層の向上を図るため、予防効果の高い新型のワクチン並びに子宮頸がん予防ワクチン接種の予防効果の持続性の向上及び接種回数の減少によるこれを受ける者の負担を軽減することが

できるワクチンの開発に関する調査研究を促進するものとする。

(第十三条関係)

6 国庫補助

(1) 国は、市町村に対し、2(2)により市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種について、これに要する費用の全部を補助するものとする。

(2) (1)のほか、国は、子宮頸がん予防ワクチン接種を実施する者に対し、予算の範囲内において、子宮頸がん予防ワクチン接種に要する費用の一部を補助することができるものとする。

(第十四条関係)

三 子宮頸がん予防検診の実施の推進

1 実施の推進及び実施体制の整備

(1) 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、子宮頸がん予防検診の実施を推進するとともに、健康増進事業実施者及び医療機関の理解と協力を求め、これらの者による子宮頸がん予防検診への取組及び必要な人材の確保を促進するための援助を行うこと等により、子宮頸がん予防検診を実施するための体制の整備を図るものとする。

(2) (1)による子宮頸がん予防検診を実施するための体制の整備に当たっては、子宮頸がん予防検診の受診率の向上が、子宮頸部の前がん病変の早期発見と適切な医療の提供による子宮頸がんへの進行の防止及び生活の質の向上に資することを踏まえ、子宮頸がん予防検診を受診しようとする者がその居住する地域にかかわらず等しく子宮頸がん予防検診を受ける機会を確保することができるようにするものとする。

(第十五条関係)

2 市町村が行う子宮頸がん検診の拡充による実施

厚生労働大臣は、市町村が実施する子宮頸がん検診（健康増進法により実施する子宮頸がん検診をいう。以下同じ。）について、子宮頸がん予防検診にまで拡充して実施され、かつ、その受診を促すための通知の送付その他の子宮頸がん予防検診の受診率の向上に資するための措置が併せてとられることとなるよう、市町村に対し必要な協力を求めるとともに、そのために必要な援助その他の措置を講ずるものとする。

(第十六条関係)

3 適切かつ有効な実施のための情報の提供等

(1) 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防検診の適切かつ有効な実施を図るため、市町村その他の健康増進事業実施者、医療機関その他の子宮頸がん予防検診を実施する者に対し、子宮頸がん予防検診の項目及び方法並びに子宮頸がん予防検診の実施に当たり留意すべき事項、子宮頸がん予防検診の結果に関し通知に記載すべき事項及び当該受診者に対して説明すべき内容に関する事項等子宮頸がん予防検診の実施に関し必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。

(2) 厚生労働大臣は、子宮頸がん予防検診を受けようとする者に対し、子宮頸がん予防検診の安全性及び有効性、検査の方法、子宮頸がん予防検診の結果に応じた対処の方法その他の子宮頸がん予防検診を適切かつ有効に受診するために必要な情報が確実に提供されるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(第十七条関係)

4 子宮頸がん予防検診の精度の向上のための施策

(1) 厚生労働大臣は、子宮頸がんの確実な予防に資するよう、医師その他の医療従事者に対する研修の機会を確保すること等により、精度の高い子宮頸がん予防検診を行うことができる知識及び能力

を有する人材の育成を促進するものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、子宮頸がん予防検診の精度の向上を図るため、子宮頸がん予防検診の法等に関する調査研究及びその成果の活用を促進するものとする。

(第十八条関係)

5 市町村に対する国庫補助等

(1) 国は、市町村に対し、2により子宮頸がん予防検診にまで拡充して市町村が実施する子宮頸がん検診のうち、子宮頸がんの予防効果の観点から特にその受診率を向上させることが必要な政令で定める年齢で実施されるものについて、これに要する費用の全部を補助するものとする。

(2) (1)のほか、国は、市町村に対し、子宮頸がん予防検診にまで拡充して市町村が実施する子宮頸がん検診に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(第十九条関係)

四 子宮頸部の前がん病変に係る適切な医療の提供の実施の推進

厚生労働大臣は、子宮頸がん予防検診の結果子宮頸部の前がん病変が発見された場合における子宮頸

部の前がん病変の状態に関する確な診断及びその結果に基づく適切な対処により子宮頸部の前がん病変が子宮頸がんに進行することを防止するため、医師その他の医療従事者に対する適切な医療の提供に関する研修の機会の確保その他の適切な医療の提供の実施のために必要な施策を講ずるものとする事。

(第二十条関係)

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一項関係)

二 検討

政府は、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施状況等を勘案し、子宮頸がん予防ワクチン接種の法制上の位置付け、子宮頸がん予防ワクチン接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第二項関係)

三 その他所要の規定の整理を行うものとする事。

第一七四回国会提出案

◎子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案新旧対照表

○厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)(附則第三項関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十七 [略]</p> <p>十七の二 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>十七の三 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第一項に規定する子宮頸がん予防方針の策定に関すること。</p> <p>十七の四 肝炎対策基本法(平成二十一年法律第九十七号)第九条第一項に規定する肝炎対策基本指針の策定に関すること。</p> <p>十八 百十一 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(厚生科学審議会)</p> <p>第八条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十七 [略]</p> <p>十七の二 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>十七の三 肝炎対策基本法(平成二十一年法律第九十七号)第九条第一項に規定する肝炎対策基本指針の策定に関すること。</p> <p>十八 百十一 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(厚生科学審議会)</p> <p>第八条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議</p>

すること。

イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項

ロ 公衆衛生に関する重要事項

二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。

四 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 [略]

(がん対策推進協議会)

第十一条の三 がん対策推進協議会については、がん対策基本法及び子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

すること。

イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項

ロ 公衆衛生に関する重要事項

二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 [略]

(がん対策推進協議会)

第十一条の三 がん対策推進協議会については、がん対策基本法(これ)に基づく命令を含む。)の定めるところによる。